

# 令和3年度 所管事務調査報告書

令和4年3月18日

湯沢市議会議長 渡部 正明 様

教育民生常任委員長 兼 子 正 寛  
(公印省略)

令和3年度所管事務調査について、次のとおり報告します。

## 記

調査課題	通学路の安全対策について		
調査期間	令和4年3月7日(月) 午後1時から午後5時15分		
調査内容	月日	調査事項	調査箇所
	3月7日(月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・駒形地区から新稲川小学校への通学路における危険箇所の把握と安全対策について</li><li>・スクールバスの乗車基準について</li><li>・駒形地区から新稲川小学校への通学路及び通学方法の決定に至るまでの過程と協議内容について</li></ul>	会議室43及び駒形小学校会議室にて担当者と質疑応答 駒形地区にて危険箇所などの現地確認
出席者	<p>○教育民生常任委員会【6人】 委員長：兼子正寛、副委員長：寺田純二、委員：高橋 健、佐藤 勝、加藤昭嗣、渡部正明 書記：鹿角将良、鵜沼明日美 傍聴：委員外議員：大山 豪</p> <p>○市(当局)【6人】 教育部長：佐藤 司、教育総務課長：高橋 一、学校教育課長：寺田玲子、総務班長：佐藤邦彦、学事班長：畠山和子、指導班主幹：北林尚子</p> <p>○学校関係者【3人】 駒形小学校長：近田浩治、駒形小学校教頭：大石照彦 駒形小学校PTA会長</p> <p>○陳情提出に係る関係者【4人】 八面部落総代：齋藤久一 ほか3人</p>		

## 教育民生常任委員会 所管事務調査要旨

- 
- 日 時：令和4年3月7日(月) 午後1時から午後5時15分
- 場 所：湯沢市役所4階会議室43、駒形小学校会議室、駒形老人憩いの家
- 調査事項：  
・駒形地区から新稲川小学校への通学路における危険箇所の把握と安全対策について  
・スクールバスの乗車基準について  
・駒形地区から新稲川小学校への通学路及び通学方法の決定に至るまでの過程と協議内容について
- 

## ◆調査事項について

## ◎調査の目的・趣旨

令和3年9月24日に教育長に提出した「通学路の安全対策を求める要望書」における要望事項に対する当局の対応を確認するため、また、令和4年2月14日に議長に提出された「稲川小学校への安全・安心な通学環境整備に関する陳情書」の審査に当たり、関連する事項を確認し、状況を把握するために所管事務調査を行った。

調査に当たっては、事前に調査事項に関する質問事項を教育委員会に送付し、回答を求めたうえで質疑応答を行った。また、危険箇所を把握するための現地確認、駒形小学校関係者との質疑応答、陳情提出者及び関係者から陳情書提出の経緯と内容などについて聴取した。

## ◎事前に送付した質問事項に対する回答

- ・駒形地区から新稲川小学校への通学路における危険箇所の把握と安全対策について
- ① 令和3年9月24日に提出した要望事項に対し、駒形地区から新稲川小学校への通学路における安全の確保に向けて取り組んだことは何か。

## 【要望書における要望事項☞】

- 1 湯沢市通学路交通安全プログラムによる合同点検で指摘された危険箇所の解消に向け、関係機関と連携して早期に対策を講じること。
- 2 稲川小学校の通学路が決定した後に再度点検や検証を行い、速やかに安全対策を講じるとともに、保護者や地域住民の不安を取り除くことができるように、危険箇所の周知や安全確保に向けた対応策を広く周知すること。
- 3 児童・生徒への交通安全教育を徹底すること。

⇒ 令和3年6月、湯沢市通学路交通安全プログラムに基づく点検で、駒形小学校から報告された通学路の危険箇所は5箇所あり、同年7月、国、県、市の道路管理担当者や、警察等の関係機関で構成する「通学路安全推進会議」において検討し、学校関係者（校長、若駒支援隊会長）を交えた現地の合同点検を実施した。その後、要望のあった5箇所のうち、スクールバスの乗車対象とする等、通学路の変更により、3箇所については既に対策を終えている。残りの2箇所のうち1箇所は、川連運送前の横断歩道と歩行者用信号機設置の要望で、湯沢警察署より秋田県警本部に上申済みであるとの連絡を受けている。もう1箇所は、駒形町東福寺山根橋前の外側線とドットラインの引き直しで、令和4年度中に対応を決定する予定。

令和3年10月23日、駒形小学校における徒歩通学路の登校練習（八面東・八面1・八面2・八面3・西川連地区の1～5年生の児童、保護者、校長、教頭、若駒支援隊副会長が参加）を経て、第6回通学検討部会より、新たな危険箇所が2箇所挙げられた。1箇所は、七山医院脇の道を抜けたところの道路整備に関するもので、令和4年度中に対応を決定する予定。もう1箇所は、野村集落に入る手前からグラウンドに向かっていく市道野村西線と県道108号との交差点付近への横断歩道の設置を要望するもので、令和3年12月、湯沢警察署に情報提供している。湯沢警察署からは、令和4年度に要望を挙げてほしいとの回答を得ており、令和4年度に要望していく予定。また、駒形小学校においては、令和3年6月15日及び10月7日に八面地区・西川連地区の保護者を対象に統合小学校の通学路についての説明会を開催するとともに、同年12月3日には全校PTAにおいて保護者の皆様に通学路等について説明し了承をいただくなど、保護者の皆様との連携を密にし、児童が安全に登校できるよう対策を講じてきている。

なお、稲川小学校の「スクールバス路線図および徒歩通学路となる区間」における危険箇所については、稲川地域4小学校学校統合準備会だよりに掲載し、令和4年3月1日に市広報への折込みで稲川地域全戸に配布し、広く地域住民に周知を図った。地域の皆様にも登校時の見守り活動への御協力をお願いしながら、地域と学校が協力して児童の交通安全の確保に努めていく。

交通安全教育について、駒形小学校では、日頃より、保護者や地域住民と連携を図りながら、児童に対して危険箇所を通行する際の留意点を指導するなど、取組を充実させている。家庭においては、子どもたちに対して「自分の身は自分で守る」という安全教育の基本を教えていただくことで、子どもたち一人一人の交通安全に対する意識を高めていただいている。また、地域においては、日頃の声かけや見守り活動を通して、「地域の子どもたちは地域で守る」とい

う意識を伝えていただくことで、地域住民の交通安全に対する意識が高まり、子どもたちの交通安全教育がより一層充実していくものと考えている。稲川小学校開校後も、保護者や地域の皆様との連携を図り、日常的な交通安全指導はもちろん、全校児童を対象とした交通安全教室を実施するなど、具体的な対策を講じ、交通安全教育の徹底に努めていく。

② 安全・安心な通学の確保に向け、地域住民とどのように連携していくのか。

⇒ これまでも駒形地域の皆様や保護者には児童が安全に通学できるよう、各地区において登校時の見守り活動について御協力をいただいております。新しく通学路となる区間についても、同様に登校時の見守り活動をお願いしたいと考えている。このため、稲川地域4小学校学校統合準備会だよりNo.5に「スクールバス路線図および徒歩通学路になる区間」と「地域ボランティア募集」について掲載し、特に見守り活動や注意が必要な箇所について地域住民の皆様へ周知を図るとともに、地域の皆様の御協力をお願いしている。今後も、学校、地域、保護者及び教育委員会が連携することで、稲川地域の児童全員が安全に安心して新しい学校生活を送ることができるよう、引き続き地域の皆様の御協力をお願いしていく。

・スクールバスの乗車基準について

① 八面地区からの通学環境における個別事情を配慮し、スクールバスの乗車対象とすることはできないのか。

⇒ スクールバスは、学校統合に伴い通学距離が長くなるなど、通学に困難な状況が発生し、支援が必要と判断した対象地区に対し通学支援策として運行している。対象地区の判断において、文部科学省での調査研究の結果や、利用するスクールバスの国の補助制度、現在の市の運用状況を基に、市では原則として、小学校の場合、夏期は通学距離が4 km以上を乗車の基準とし、降雪等により道路事情が厳しくなる冬期はこうした状況等を考慮して通学距離が2 km以上を乗車の基準としている。ただし、配慮すべき個別の事情がある時は、その事情に配慮しながら乗車対象者を判断している。八面地区（八面東・八面1・八面2・八面3・西川連・佐野・仙道）については、稲川小学校への通学距離が2 km以上4 km未満の地区であることから、冬期はスクールバス乗車対象になるが、夏期は徒歩通学区域となる。ただし、仙道地区においては1年生と4年生の兄妹2人であり、下校時は1年生の児童が1人となるため、夏期もスクールバスの対象としてほしいという地区からの要望が出され、通学検討部会や稲川地域統合小学校準備会（以下「準備会」という。）での協議を経て、教育委員会へ要望書が提出された。教育委員会では、通学路の状況も考慮した結果、配慮す

べき個別の事情があると判断し、夏期もスクールバス乗車対象とした。

- ② 現在の基準を緩和し、市内全域で夏も2 km以上をスクールバスの対象とした場合、どのような環境整備が必要となるのか。

⇒ 新たにスクールバスが9台必要となる見込みで（湯沢東小学校4台、湯沢西小学校2台、山田小学校3台）、スクールバスを購入する費用として約1億円が必要となることに加え、車庫の建設に必要な費用として約2億円、運行業務委託費として約500万円、燃料代として約300万円、車検整備料などの車両維持費として約300万円の増額が見込まれる。

なお、これらすべての環境整備を行った場合、初年度は約3億1,100万円の経費が必要となり、次年度以降は約1,100万円の経費が必要となる。

- ③ 通学における児童・生徒の安全確保については、市内全ての小・中学校における課題となっているが、教育環境整備の一環として、スクールバス乗車基準を見直す考えはないか。

⇒ スクールバス運行の目的は、学校統合により通学距離が長くなる児童生徒の通学支援であり、これまで統合した学校においても市の基準で統一して運行している。登校班で上級生や下級生と関わることで社会性を身に付け、地域の方々とのふれあいや自然に触れることで豊かな心や生きる力を育むことにもつながると捉えており、現時点でのスクールバス乗車基準の見直しは考えていない。今後も、保護者や地域の方々の見守り、児童生徒への安全指導の徹底、通学路点検や冬期間の除排雪の徹底により、通学路の安全確保に努めていく。

・ 駒形地区から新稲川小学校への通学路及び通学方法の決定に至るまでの過程と協議内容について

- ① 通学路及び通学方法の決定に当たり、八面地区の保護者との合意形成をどのようにして図ったのか。

⇒ 通学路は、学校保健安全法第27条の規定に基づき、学校や保護者、地域の交通安全関係者などで連携し、現地調査等に基づいて学校長が決定する。稲川小学校は令和4年度開校で、現在は校長が不在のため、その役割を準備会が担い、通学検討部会等の協議検討の中から、準備会で確認し、定めていく流れとしている。通学方法については、通学支援の必要があると認めたときは、教育委員会で基準に基づいたスクールバス乗車基本案を示し、基準を超えた通学支援が必要なときは、通学検討部会で協議検討を行い、準備会での確認を経て教育委員会へ要望する。教育委員会では、要望事項に対する現地調査や協議等を行い、要望事項に対する回答をして、決定していくという流れとしている。通学路及び通学方法の決定に至るまで、駒形小学校では、全校PTA、統合小学校の通

学路についての説明会（八面東・八面1・八面2・八面3・西川連地区の保護者を対象）を開催し、保護者の皆様が、通学路及び通学方法についての意見や要望を話し合う機会を設けるなどして合意形成を図ってきた。

② 通学検討部会において、八面地区の保護者からの要望について協議されたのか。

⇒ 八面地区の保護者の皆様から出された通学路及び通学方法に関する意見や要望については、駒形小学校で協議し、まとめたものを通学検討部会で協議し、準備会での承認を経て、教育委員会へ要望書を提出している。教育委員会からの回答については、準備会を通じて、通学検討部会、駒形小学校の全校PTA、駒形小学校が開催した統合小学校の通学路についての説明会で保護者の皆様にお知らせし、了承をいただいた。

③ 陳情書には、稲川地域統合小学校が検討された当初から、川連小学校に統合となった場合の通学方法については、スクールバスによる通学にしていただくことを第一条件としたとあるが、条件が出された際の記録はあるか。

⇒ これまで教育委員会ではこのような条件を聞いたり、要望書等を受付した記録はない。また、教育委員会から、そのような条件を示した記録もない。

#### ◎駒形小学校から新稲川小学校までの通学路における現地確認

湯沢市通学路交通安全プログラムによる合同点検で指摘された危険箇所の確認と、通学路が決定した後、新たに指摘された危険箇所を把握するため、当局担当者から説明を受けながら現地確認を実施した。



グリーンベルトの状況確認



川連運送付近の十字路を確認



野村集落に入る手前の交差点を確認



七山医院脇の公衆用道路を確認

## ◎所管事務調査当日の質疑応答等

- ・駒形地区から新稲川小学校への通学路における危険箇所の把握と安全対策について当局から追加説明
- ⇒ 対策が未実施となっている残りの2箇所の中の1箇所、川連運送前の横断歩道と歩行者用信号機設置の要望について、3月7日に秋田県警から連絡があり、横断歩道並びに歩行者用信号機が令和4年度中に整備される見込みであるとの情報があった。
- ・通学路及び通学方法の決定に当たり、八面地区の保護者との合意形成の過程を教育委員会では把握していたか。
- ⇒ 令和3年6月15日、10月7日に八面地区・西川連地区の保護者等を対象にした説明会です承を得ており、最終的には11月24日の第11回統合準備会でスクールバス承認地域等が承認された。
- ・令和3年3月2日に開催された学年末PTA全体会で八面地区の保護者から意見が出ているが、6月15日までの間の合意形成の過程について当局で把握しているか。
- ⇒ 保護者からの要望を受け、5月28日の第3回通学検討部会で協議し、検討された内容を6月15日の説明会で報告し、了承いただいている。
- ・安全の確保に対する地域住民との連携体制は現時点でどのようになっているか。
- ⇒ 地域ボランティアを現在募集中である。ボランティア体制が整い次第、具体的な対策を検討していく。ボランティアの方は現在76名いるが、追加で募集している。現在の4校統一した形で地域学校協働本部事業の中で見守りを担当し、体制が整い次第に具体的にどこに配置するかなどを決めていき、4月にはスタートする予定である。
- ・七山医院脇の道に関して、現在も通行しており、来年度も通学路として通行させたいとあるが、通行させたいという思いは教育委員会としてなのか、保護者からなのか、学校からなのか。また、ヤマト運輸前の道路から学校へ行く方法もあると思うが、七山医院脇の道を通学路にすることに対し、八面の保護者は合意しているのか。
- ⇒ 保護者からの要望によるものである。ヤマト運輸前からの道路も検討されたが、交通量が多いことと横断歩道がないことから、現在も安全に通学している七山医院脇の道を使いたいということで保護者からお話があった。
- ・湯沢地域や雄勝地域における小学校統合の際にスクールバスの乗車基準を適用せずに乗車対象とした事例はあるか。
- ⇒ 市としては、原則として乗車基準のとおりお願いしたいということで保護者等にお示しし、協議していただいた。個人の事情とか、場合によっては若干の



距離の違いはあるが、概ね冬は2 km、夏は4 kmということでご理解いただきました。

・これまで様々な協議を重ね、いよいよ4月から新しい小学校がスタートするというこの時期に出された陳情書に対して当局はどのように考えているか。

⇒ これまで2年間という期間を費やして合意形成に至ったという時に、今回の陳情が出され、困惑しているというのが正直なところ。一部にそういう保護者や地域からご意見があるということを実感を受け止め、陳情については議会で適切にご判断いただきたい。

・スクールバスの乗車基準は国の補助基準などを参考にしたということだが、基準を緩和して乗車させた場合にペナルティはあるのか。

⇒ 今も冬は2 kmで乗車しており、仮に夏も2 km以上で乗せた場合でもペナルティはない。

・通学検討部会の委員構成について、駒形小学校から2人PTA代表として委員となっているが、2人の集落はどこか。

⇒ 2人とも東福寺である。八面の方ではない。

・通学検討部会、統合準備会では、八面の方々の意見をしっかりと吸い上げて話をした結果であるということに理解してよろしいか。

⇒ 各地区から出された要望は全て通学検討部会に寄せられ、そこで協議をして納得という形で丁寧に進めてきた。

・夏場徒歩通学となる児童がいったん駒形小学校に徒歩で移動してそこからスクールバスで稲川小学校に通学するという検討はされなかったのか。

⇒ 話はあったようだが、通学検討部会への要望という形では提出されていない。

・八面地区はスクールバス通学とするほどの個別事情に当たらないということによろしいか。

⇒ 最終的には個別事情に当たらないということに決定した。

・3月4日に第7回通学検討部会が行われたようだが、その際に通学路等について議論されたか。

⇒ 三梨小学校区で遠くてもスクールバスの対象とならない夏場の通学については、稲川総合支所へ保護者の自家用車で集合して、そこから徒歩で通学するとの報告があった。

・陳情書が出される前に、学校側やPTAの方に陳情書を提出するという相談などはあったのか。

⇒ 何もなかった。駒形町自治区の会長も把握していないようだった。八面地区単独で動いたようである。

・何らかの理由があって陳情書が出されたと思うが、八面地区の方が協議段階に



において疎外されていたということはなかったのか。

- ⇒ 八面地区の保護者が疎外感をもっていたということは感じられない。学校運営協議会の会長と委員が八面地区から選出されており、情報交換も密にしている。教育委員会が地域に出向いての説明会を2回開催し、スクールバスの件も説明しており、八面地区を疎外したという事実はない。統合準備会だよりも稲川地域全戸に配布しており、内容は把握していただいていると捉えている。
- ・ 令和3年6月15日の通学路についての説明会では、スクールバスの乗車基準を原則守る必要があるため、夏期は徒歩通学ということでした承を得ているが、その後、八面地区の保護者からは何度も要望や意見が出されているようだ。要望を出している保護者に対して、要望には応えられないということを説明したが、理解していただけていないということではよろしいか。
- ⇒ 説明し、わかりましたという返事を受けている。徒歩通学ということでした承していただいたことは協議の記録にも残っている。

#### ◎陳情書提出者及び関係者より陳情の内容等を聴取

- ・ 陳情提出者より陳情提出の経緯と内容の説明
- ⇒ 八面地区の保護者より、夏はスクールバスに乗車できないということで、八面部落として陳情を提出してくれないかとのお話があった。八面地区だけが取り残されたように受け止めている。冬はスクールバスに乗れるのだから、子どもたちの安全・安心のためにも、夏も乗せていただくような手立てを考えなきゃいけないだろうということで、八面地区の総代という立場で地域の要望として取りまとめ、陳情書として提出したところである。保護者や関係者の方の生の声も聞いていただいて、何とか子どもたちをスクールバスに乗せていただくような方策がとれないのか検討してもらいたい。
- ・ 八面地区の保護者及び関係者からの意見
- ⇒ なぜ、当事者である八面地区の保護者を入れずに通学路の決定がされたのか。通学路を決定するメンバーには八面地区の保護者は入っていない。PTAなどで通学路の危険性の話は何回もされたが、全然進展がなかった。
- ⇒ スクールバスの乗車基準について、何年前に4kmと決めたかわからないが、時代にあわせて基準を変えていくということが必要ではないか。八面のことだけを言っているのではない。湯沢市全体のこと。
- ⇒ 子どもたちを歩かせたくなくてスクールバスに乗せてほしいと言っているのではない。八面地区は危険なカーブも多く横断歩道も少ない。危険だからスクールバスに乗せてもらうのが一番安全な方法ということをお願いしている。乗車基準が全てということで、学校からは意見を聞いてもらえない。

- ⇒ 通学路の決定に関しては、情報を得ることがなく、何も知らなかった。協力を得るときは当事者を入れてもらわないと話が通じない。
- ⇒ 湯沢市全体の問題として、通学路の危険な場所を無くしていくくらいに努力してもらいたい。
- ⇒ 子どもたちと一緒に通学路を歩いたが、危険な箇所が多くあった。七山医院脇の公衆用道路のブロック塀も崩れる危険性がある。誰が責任を取るのか。元クロネコヤマト前の道路に横断歩道と信号機を付けてもらって、もっと近い道を通学路にしたほうがいいのではという意見も出したが、それも受け入れてもらえなかった。
- ⇒ 帰りは1人で帰ることもある。全国でも様々な事故が起きている。何かあったときどう責任をとるのか。八面地区に関しては危険な箇所が多すぎる。
- ⇒ 川連運送前の十字路はこれまでも多くの事故が発生している。信号機が整備されたが、その後も事故が起きている。交通量が多く横断歩道も危険。八面は距離的にも近くて乗られないが、路線バスを活用することはできないのか。そのような経験も小学生にとって良いことではないかと提案したが、取り上げてもらえなかった。
- ⇒ 冬期間のバス乗車が11月からとなっているが、10月から暗くなる時間が相当早くなり危険だ。

### ◎議員間討議

関係者との質疑応答、陳情提出者から陳情内容を聴取した後、課題事項について議員間討議を行った。主な意見の内容については以下の通り。

- 当局への要望事項に対し、様々な取組を推進してきており評価する。今後も課題解決に向けて取り組んでいただきたい。
- 要望書が出されたということは、結局のところ保護者と学校とのコミュニケーションが不足していたのではないか。
- 教育委員会、学校とも手順を踏んでしっかりと説明責任を果たしてきたと感じた。
- 当初は地域との合意形成がうまくできなかったのではとの思いがあったが、教育委員会、学校関係者、PTA代表者からお話を伺い、段階的に合意形成を図り、了承を得ながら進めてきたことを確認できた。
- 子どもの安心・安全を守るため、地域が一体となって取り組む姿勢と仕組みが必要。
- スクールバスの乗車基準は、今後の児童数の推移などを勘案し、教育環境整備の一環として検討していく必要もあるのではないか。

#### ◆調査を終えて

令和3年9月24日に湯沢市議会から教育長に提出した「通学路の安全対策を求める要望書」における要望事項については、関係機関との緊密な連携により、地域で特に強く指摘をしていた危険箇所には横断歩道や歩行者用信号機が来年度中に整備される予定になったことや、安全・安心な通学の確保に向け、地域ボランティアを募集するなど、地域一丸となって児童を守っていくための体制づくりが進められ、当局において、課題解決に向けた様々な対策が進められていることを確認することができた。

また、令和4年2月14日に議長に提出された「稲川小学校への安全・安心な通学環境整備に関する陳情書」に関する調査では、駒形小学校から新稲川小学校までの通学路における現地確認と、教育委員会、駒形小学校、PTA代表者から、スクールバスの乗車基準及び駒形地区から新稲川小学校への通学路及び通学方法の決定に至るまでの過程と協議内容について詳細な説明を受けるとともに、陳情書提出者及び関係者より陳情の内容等を聴取し、陳情審査に当たっての情報収集に努めた。

通学路及び通学方法の決定に至るまでの過程においては、教育委員会、統合準備会、通学検討部会、駒形小学校において、しっかりとした段階を踏みながら、保護者や地域との合意形成を図りながら決定していること、そして、その他の要望事項に関しては、これからも課題解決に向け、引き続き状況に応じて対応していくとの意向を確認することができた。

一方で、陳情提出者である八面部落代表者及び関係者からは、「情報が知らされないまま決定された」「通学検討部会や統合準備会において地域からの要望が取り上げてもらえない」などの意見があり、食い違いがみられたことから、双方のコミュニケーションが不足していた可能性も今回の調査で窺われた。

議員間討議の中で様々な意見が出されたが、安心・安全な通学路の環境整備については、市内全ての小中学校における問題として行政が一丸となって取り組むべき政策課題であり、危険箇所の改善に向けた関係機関との連携、通学路の定期的な再点検や検証、児童・生徒への交通安全教育の徹底、児童が安心して通学できるよう見守り活動等の地域住民との連携、通学環境における個別事情の配慮やスクールバスの乗車基準の見直しの検討など、稲川地域に限らず、湯沢市全体として取り組み、児童が安心・安全に通学できる環境整備を進めていただきたい、とした委員長報告の通り、所管する常任委員会として、これからも課題の解決に向け、積極的に取り組んでまいりたい。